

旅行環境整備事業費補助金交付要綱

平成30年3月28日 国総支第61号
国鉄総第324号
国自旅第293号
国海内第186号
国港総第596号
国空事第1071号
国空業第164号
観参第293号

目次

第1編 共通事項（第1条―第3条）

第2編 交通サービス旅行環境整備支援事業

第1節 総則（第4条）

第2節 交通サービス利便向上促進事業
（第5条―第25条）

第3編 地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業
（第26条―第44条）

第1編 共通事項

第1条 旅行環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とする。

一 全ての旅行者の目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係る旅行環

- 境整備を実施する事業（以下「交通サービス旅行環境整備支援事業」という。）
- 二 全ての旅行者が、全国津々浦々で、安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備に取り組むことにより、地方での消費拡大を図る事業（以下「地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業」という。）

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「交通サービス利便向上促進事業」とは、旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業をいう。
- 二 「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。
- イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
- ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
- ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ニ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第19条の6の2に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）、同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を営む者
- ホ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者

第2編 交通サービス旅行環境整備支援事業

第1節 総則

(事業実施計画の策定)

第4条 交通サービス旅行環境整備支援事業の実施に当たっては、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、当該計画を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の現状（地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。）と課題
 - 二 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の見込み、新たな交通網の形成等
 - 三 地方ブロックにおいて推進する観光施策
 - 四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業
 - 五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標
- 3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。
 - 一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること
 - 二 実施しようとする事業が合理的であること
- 4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第2節 交通サービス利便向上促進事業

(補助対象事業等)

第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 本款における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表1に定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて

得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式1-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第9条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第1-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表2に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第1号ただし書きによる軽微な変更を行ったときは、様式第1-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第1-5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、すみやかに様式第1-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであ

るときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第1-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第1-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第1-9により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第17条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取

消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第19条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第1-1による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(事業評価の実施)

第23条 交通サービス利便向上促進事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までにそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告する。

第24条 交通サービス利便向上促進事業については、自己評価等を基に地方運輸局等が二次評価を行うこととする。

- 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。
- 3 地方運輸局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第25条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の4月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

第3編 地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業

(補助対象事業等)

第26条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本編における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表2に定めるものとする。

(補助金の額)

第27条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表2に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第28条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第2-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第29条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第30条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第2-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表2に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第一号ただし書きによる軽微な変更を行ったときは、様式第2-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第31条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第2-5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第32条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第33条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第2-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第34条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第2-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第2-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第35条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第2-9により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第36条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第2-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第37条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第38条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第29条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第39条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第40条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第41条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類

二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第42条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第43条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第2-1による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(準用規定)

第44条 第4条及び第23条から第25条までの規定は、第26条第1項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第4条中「交通サービス旅行環境整備支援事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業」と、同条第2項第2号の「地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の見込み等」と、第23条から第25条中「交通サービス利便向上促進事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年度予算から施行する。

別表1（第5条第2項関連）

交通サービス利便向上促進事業（補助対象事業者等）

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者(ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域(以下「地方部」という。)の路線に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(予約システムを提供するものに限る。)等の多言語又はピクトグラムによる表記(以下「多言語表記等」という。)、案内放送の多言語化、多言語案内用タブレット端末に要する経費 ・ 無料公衆無線 LAN 環境整備、多言語表記等、案内放送の多言語化、多言語案内用タブレット端末の導入については、補助対象事業者の営業区域において広域的かつ連続的なサービス提供となるよう整備計画を作成することを補助金交付の条件とする。 	1/3(ただし、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者の地方部の車両への無料公衆無線 LAN 環境の整備については、1編成あたり1箇所目は 1/3、2箇所目は 1/5、3箇所目以降は 1/10)
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業を営む者(無料公衆無線 LAN 環境の整備、案内標識・可変式情報表示装置の多言語表記、案内放送の多言語化、多言語案内用タブレット端末の整備に係るものに限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化、多言語案内用タブレット端末の整備に要する経費 ・ 無料公衆無線 LAN 環境整備、多言語表記等、案内放送の多言語化、多言語案内用タブレット端末の導入については、補助対象事業者の営業区域において広域的かつ連続的なサービス提供となるよう整備計画を作成することを補助金交付の条件とする。 	1/3

	員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者		
海事	国内一般旅客定期航路事業を営む者、国内不定期航路事業を営む者、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者及び国内一般旅客定期航路事業を営む者を構成員に含む団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化、多言語案内用タブレット端末に要する経費 ・ 無料公衆無線 LAN 環境整備、多言語表記等、案内放送の多言語化、多言語案内用タブレット端末の導入については、補助対象事業者の営業区域において広域的かつ連続的なサービス提供となるよう整備計画を作成することを補助金交付の条件とする。 	1/3
港湾	地方公共団体(港務局を含む。)、協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置等の多言語表記等、案内放送の多言語化、多言語案内用タブレット端末に要する経費 ・ 無料公衆無線 LAN 環境整備、多言語表記等、案内放送の多言語化、多言語案内用タブレット端末の導入については、補助対象事業者の営業区域において広域的かつ連続的なサービス提供となるよう整備計画を作成することを補助金交付の条件とする。 	1/3
航空	本邦航空運送事業者(ただし、特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備(機体への設置は除く。)に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化、多言語案内用タブレット端末に要する経費 ・ 無料公衆無線 LAN 環境整備、多言語表記等、案内放送の多言語化、多言語案内用タブレット端末の導入については、補助対象事業者の営業区域において広域的かつ連続的なサービス提供となるよう整備計画を作成することを補助金交付の条件とする。 	1/3

	除く。)を設置し又は管理する者、地方公共団体及び協議会		
--	-----------------------------	--	--

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
 また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第2-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 本表「港湾欄」において協議会等とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実にを行うことができると認めた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
 - 二 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
 - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
4. 本表「航空欄」において協議会とは、空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会をいう。

別表2（第26条第2項関連）

地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業（補助対象事業者等）

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
観光拠点情報・交流施設	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）を含む。）、航空旅客ターミナル施設（ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪日外国人を含む旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人を含む旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として国が選定した地域の市区町村に立地する観光拠点情報・交流施設（主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設。以下この表において同じ。）における先進機能の整備（VR機器、デジタルサイネージ、多言語案内用タブレット端末、多言語翻訳システム機器）、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語での情報発信に関わる整備・改良（案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送）、観光拠点情報・交流施設の整備・改良（施設の新築・改修に係る設計・施工、洋式トイレの整備等）に要する経費 ・ 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。 	1/3
観光案内所	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリーⅠ以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。）における先進機能の整備（多言語案内用タブレット端末、多言語翻訳システム機器）、無料公衆無線LAN環境の整備、スタッフ研修（人件費は除く。）に要する経費 ・ 外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリーⅡ以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。）における先進機能の整備（VR機 	1/3

	民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)を含む。)、航空旅客ターミナル施設(ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等	器、デジタルサイネージ)、多言語での情報発信に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送)、外国人観光案内所の整備・改良に要する経費 ・ 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。	
多様な宗教・生活習慣への対応力の強化	地方公共団体、日本版DMO、商工会議所、商工会、観光協会、協議会等	・ ムスリムなど宗教上又は生活習慣上の理由から配慮が必要な旅行者の受入環境整備に取り組む地域において、受入環境整備に必要な知識・接遇能力の習得を図る学習や研究に要する経費(人件費は除く。)	1/3

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も 補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第2-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 本表「観光拠点情報・交流施設」欄及び「観光案内所」欄において協議会等とは、空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
 - 二 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
 - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
4. 「日本政府観光局がカテゴリー I 以上の認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」

(平成28年6月)に基づき、日本政府観光局が、訪日外国人旅行者の受入に積極的である観光案内所の裾野を広げるため、訪日外国人旅行者に対する地域情報の交流拠点となる案内所(カテゴリーⅠ)、「次の目的地」への橋渡し役となる案内所(カテゴリーⅡ)、又は訪日観光の拠点となる地域において全国の観光情報を提供する案内所(カテゴリーⅢ)として認定するものである。

5. 本表「多様な宗教・生活習慣への対応」欄において協議会とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会をいう。
- 一 関係する地方公共団体
 - 二 関係する観光関連事業者等
 - 三 その他受入環境整備に当たり協議会が認める者